

# 近世持明院流入木道に見る公家家職

——その成立と「秘伝」の伝播——

西村 慎太郎

はじめに

本稿は堂上公家持明院家の家職である入木道の成立過程とその「秘伝」の伝播を事例として、公家家職の展開を検討するものである。公家家職とは、近世堂上公家の各家に伝承された技能や職務のことであり、家業とも称された。橋本政宣氏は、近世には公家の家職をまとめた書物が多く編纂・出版されたことを明らかにしているが、寛文八年（一六六八）に刊行された「諸家家業」によると、次のようなものが記されている（便宜上、a・bに分類した）。

(a) 撰家・親王・清華・大臣家・羽林家・名家・羽林名家之外・新家

(b) 神祇伯・和歌・文章博士・明経・能書・神楽・楽・蹴鞠・装束・陰陽道・外記史

(a) は家格に相当するものである。例えば、「清華」は、その職務として「四箇ノ大事」と有職故実が挙げられている。「四箇ノ大事」とは、節会・官奏・叙位・除目のことで、重要な朝廷儀式の管掌という意味であろう。一方、(b) は家格とは関係しない、技能を軸としたまとまり

である。これら家職の成立は文禄期であり、豊臣政権の公家に対する役の設定として画期的な政策であると橋本氏は評価している。「諸家家業」に記載された「能書」が本稿で扱う入木道のことであり、いわゆる書道の一形態と定義づけられる。その名称は東晋の貴族・王羲之が木に文字を書いたところ、あまりの筆力のために墨が三分もしみ込んでいたという故事に由来する。本稿では史料に散見される「入木道」の語を用いて論を進めたい。また、「持明院流」という語については、近世に持明院家の家職として認識され、様々な階層の人々へと広がって行った入木道のことを表現する（史料用語ではない）。

最初に、近世公家家職の展開について、研究史を振り返りたい。なお、本稿での関心は狭小な範囲で享受されていた公家家職が社会に広がっていった様相にあるため、「家職の構造」論（後述）として論じた研究を二点取り上げ、あとで述べる課題とつなげたい。高埜利彦氏は一九七〇年代後半より公儀権力による宗教者の統制・編成を明らかにしてきたが、これを踏まえて、一九八七年に家職と権威の問題を検討した研究を発表する。<sup>(2)</sup> 高埜氏は宗教者や相撲取りを事例として、編成過程や集団化を明らかにした上で、個々の分有した家職を保証するのは本所であり、將軍

や幕府権力が本所の地位と権利を保証する権威であると評価した。これを「家職の構造」と称し、「家職の構造」はアプリアリに存在するのではなく、本所や集団の意図によって形成されていくと述べている。さらに、高埜氏は寛政期から文化期にかけて、「権威をめぐる一つの変化を見出すことが可能」と指摘し、幕末・明治維新に天皇権威を希求する動向の端緒を、「家職の構造」から明らかにした。高埜氏の議論を受けて、井上智勝氏は神道の本所吉田家とその組織を明らかにしている。<sup>(4)</sup> 井上氏の論点は多岐にわたるものの、本稿での課題に則せば、次のようにまとめられる。寛文五年（一六六五）諸社禰宜神主法度発布によって吉田家の権威を支える体制が在地社会で構造化され、吉田家を本所として仰ぐ神職は、（幕府ではなく）朝廷権威として受容されていく。近世中期以降、神祇伯白川家の台頭、在地社会における神社や祭祀などの支配権をめぐる争いによって、本所権威（井上氏は朝廷権威として言い換えている部分もある）の調達回路が複雑化し、本所権威はより深く在地社会に根付くこととなった。

公家家職・「家職の構造」論の課題と問題点については別稿を準備している、ここでは持明院流入木道を本稿で取り扱う意義を三点にまとめたい。①「家職の構造」論は宗教者を中心に取り扱っていたため、身分存立に不可欠な本所像を描くことができ、天皇・朝廷研究と身分論の議論を接合することに役立った。しかし、他の公家家職の場合、本所と受容した人々との関係をどのように評価すべきか、課題として残されており、持明院流入木道を事例とすることで「家職の構造」論を再検討することができるものと思われる。同様の手法として、歴学の分析を行なった梅田千尋氏の研究が挙げられよう。<sup>(5)</sup> ②持明院家は入木道の相伝による礼金収入があるという点を除くと、「比較的」典型的な近世堂上公家であり、他の堂上公家を検討する上でもモデルを提示できる。もちろ

ん近世堂上公家の多様性を捨象すべきではないが、他の公家家職に関する足掛かりは必要であろう。③課題に答え得る史料群が持明院流入木道では豊富に遺されている。最も重要な点として、持明院家に提出した門弟の誓詞が数多く伝来している。これによって、持明院流入木道を受容した人が把握できると同時に時期・階層の分析が行えるという史料上の利点が挙げられよう。また、持明院流入木道の「秘伝」の書物も遺されており、その奥書からも受容者分析を行なうことができる。

そこで本稿では次の課題に取り組みたい。第一に、持明院流入木道の形成過程である。書道史や中世史において、持明院流入木道の形成過程については明らかにされているが、<sup>(6)</sup> 豊臣政権との関わりなどを考慮した場合、再検討が必要であり、この点を明らかにしたい。第二に、「秘伝」の書物を事例として、持明院流入木道の内容、受容者の様相の検討である。このふたつの検討から持明院流入木道における本所と門弟の関係を明らかにしたい。

#### 一、堂上公家持明院家について

<sup>(7)</sup> ここでは、議論の前提として、堂上公家持明院家について概略を述べる。持明院家は藤原道長の孫・大宮右大臣俊家の息子・基頼より始まる。家名の由来は基頼の持仏堂を持明院と称したことによる。その後、権中納言まで昇進する人物を輩出するが、多くは四位止まりの中級公家であった。戦国時代から江戸時代初頭にかけて大きな画期を迎えるが、その点については次章で述べることとし、ここでは元和年間に相続した持明院基定から幕末の基政までを検証し、近世持明院家の特徴を明らかにしたい。羽林家である持明院家の場合、少将・中将を勤めてから公卿に進み、極官権大納言となる家であった。表一は基定から基政まで、各当主の経歴を簡単に記したものである。表一から次の三点が指摘できよう。①二

○歳代後半に三位へ昇進し、三〇歳台後半から四〇歳台前半に参議任官。数年勤めた後、辞して、五〇歳台前後で権中納言となり、二年弱勤めている。三位への昇進は遅くないが、参議・権中納言在官期間は短い。②近世前期には権大納言に昇進した事例も確認できるが、いずれも短期間であり、名誉的な任官であった。③朝廷運営の関与としては持明院基時が元禄五年(一六九二)十二月から元禄六年八月まで武家伝奏を務めている。しかし、就任当初から体調不良であり、早期に交代の議論が生じている。以上から、堂上公家としての昇進も遅々としており、朝廷運営に関与することも少なかつたと評価できる。藏人頭は勿論、儀式の上卿や一会伝奏としての活動もほとんど確認できない。

では、次に持明院家の経営について、知行と下行の様相から検証してみたい。朝廷運営への関与が少ない堂上公家の場合、経営の中心は知行と下行に限定されるものと思われるためである。持明院家の経営を明らかにできる経営帳簿類は管見の限り確認できないが、概要は把握できよう。まず、知行高は二〇〇石で、内訳は郡村一〇五石(全七九八石のうち。一〇給)・下植野村五〇石(全七一七石のうち。八給)・石見上里村四五石(全七六〇石のうち。一六給)。

京都の町から西南地域に該当する相給村の領主で、知行高から見ても中級公家という評価は妥当である。一方、下行はどうか。試みに天保九年(一八三八)の朝廷儀式を事例として、持明院家当主の下行を検証してみたい。天保九年当時、持明院家当主は従二位参議兼右兵衛督基延で、四七歳であった。まず、正月十六日、踏歌節会の外弁を務めている。紫宸殿前で踏歌を行なうこの儀式では、基延のほか一一名が踏歌節会外弁を務めているが、内弁・外弁ともに下行は確認できない。他の年の下行帳類にも確認できないことから、踏

[表一] 近世持明院家当主一覧

	生没年月日	叙爵	従三位	参議	権中納言	権大納言	朝廷運営
基定	慶長12.4.10～ 寛文7.10.17(61)	元和元.7.23 (9)	寛永17.1.5従三位 (34)	正保2.5.17(39) ～	承応元.11.30(46) ～3.7.12(48)	寛文2.12.2(56) ～3.1.12(57)	-
基時	寛永12.9.5～ 元禄17.3.10(70)	寛永16.1.5(5)	寛文3.2.24(29父御 御神楽秘曲賞讃)	延宝元.12.7(39) ～7.1.24(45)	元禄2.12.28(55) ～3.12.26(56)	元禄2.12.28(65) ～12.12.29(65)	議奏 延宝7 武家伝奏 元禄5.12.12(58)～ 6.8.16(59)
基輔	明暦4.3.11～ 正徳4.6.5(57)	寛文5.1.6(8)	貞享4.5.21(30ヶ 日夜御神楽秘曲賞)	元禄10.12.26(40) ～16.12.22(46)	正徳2.1.22(55) ～2.7.4(55)	-	-
基雄	貞享4.1.21～ 元文5.10.16(54)	元禄6.1.5(7)	享保3.2.13従三位 (32)	享保9.12.22(38) ～14.10.11(42)	享保19.10.24(48) ～元文元.12.12(50)	-	-
家胤	宝永2.8.27(実父権 中納言石野基雄) ～延享4.8.6(43) 享保8.3.26相統(19)	正徳4.1.11 (10)	寛保元.12.21(37)	寛保3.6.29(39) ～延享4.4.7(43)	-	-	-
宗時	享保17.1.3(実父 権大納言高倉永房) ～寛政7.6.27(64) 初名永武。延享3.9. 27養子(15)	享保21.12.29 (5)	宝暦12.1.28(31)	明和8.8.1(40)～ 安永4.13(44)	寛政元.9.16(58) ～3.7.23(60)	-	-
基武	宝暦7.10.27～ 寛政元.8.4(33)	宝暦10.1.5(4)	天明元.1.12(25)	-	-	-	-
基敦	正四位下右少将。 文化4.1.5死去(32)	-	-	-	-	-	-
基延	寛政4.6.1～ 安政2.9.9(64)	寛政7.3.19(4)	文政2.4.5(28)	天保7.12.7(45推任) ～嘉永2.6.4(58)	嘉永7.2.11(63)～ 安政2.9.9死去(64)	-	-
基政	文化7.9.27～ 慶応4.1.25(59)	文化10.4.7(4)	天保9.7.16(29)	-	-	-	-
基和	正四位下右少将。 元治2.10.5死去(31)	-	-	-	-	-	-

※年月日は『公卿補任』による。基敦・基和は公卿になっていないため、叙爵年月日不明。最終官位のみ記す。

※武家伝奏・議奏について『伝奏歴』『議奏歴』などによる。

※( )は年齢。

(61) 近世持明院流入木道に見る公家家職(西村)

歌節会外弁に対する下行はなかったものと思われる。次に儀式参加が確認できるのは十一月十七日の新嘗祭で新嘗祭小斎(小忌)を務めている。

大忌公卿と小忌公卿合わせて四名で一二石が下行として支給されているため、基延は三石を得たものと思われる。翌日の豊明節会では外弁を務めているが、この折は三六石中三石が残米となり、残り三三石が外弁と続内弁の一名に支給されたので、基延は三石を得たのであろう。次に十二月八日に内侍所臨時祭御神樂が行われて、役割が不明ながら、基延は三石の下行を得ている。このように天保九年の持明院基延が得た下行米は九石であった。調進物があるわけではないので、九石は実収入である。しかし、これらの下行は小忌公卿や外弁といった公卿以上でなければ得られないものであることを考えると、公卿在職期間が短い持明院家のような中級堂上公家は下行米を得る機会が少なかったことが窺えよう。次に本稿で扱う入木道の伝授に対する礼金などの収入について検証し、その上で、知行と下行の収入の様相を含め、収入全体を推測してみたい。次の史料は年未詳五月十六日付の「定規矩」という表題が付いた宝菩提院宛持明院基政書状である。

定規矩

最初 入木道入門白銀二枚

定り者ヶ様二候得共、入魂二而金貳百疋、居基料者先方心持次第、太刀代銀五匁、尤皆々入魂多ク有之、

夫より伝授物段々有之候而、年数相掛り本額伝授ト相成り、其已前ヶ條伝授物有之候、尚逐一之事者追々跡より申上候得共、先入木道御入門被遊被置候得者、可相成又々御相談不成外由緒之処ニも御伝授向之御会釈之儀申上候、粗之処不包申上候、必御入魂色々有之候間、其儀者御心配無之様ニにと存候、仍其段御咄置可給候、何レ其内参詣も仕度候間、参上又々御咄申上候也、

五月十六日

宝菩提院殿<sup>(1)</sup>

基政

まず宛所の「宝菩提院」だが、東寺に同名の塔頭があるものの詳細は不明。差出の「基政」は文化七年(一八一〇)から慶応四年(一八六八)生きた持明院基政のことであろう。内容は入木道入門に当たっての費用を書き付けたもの。書状の後半部分では、「御入魂」があるのだから、入木道入門に関する費用のことを「御咄」し頂きたい、と記しており、宝菩提院と基政が親しい関係であるものと思われる。ここに記された入木道入門の費用であるが、白銀二枚のところ、「入魂」である者は金二〇〇疋、「居基料」<sup>(2)</sup>は心持ち次第、その他、「太刀代銀五匁」であることが窺える。持明院家に遺された誓詞(後述)の中で最も多い年が文化十二年で、三三通が確認できるが、単純に入門費用と太刀代を足した場合、銀三貫を上回る(白銀二枚×三三名〓白銀六六枚〓銀二貫八三八匁、太刀代銀五匁×三三名〓一六五匁)。当時の持明院家の年貢収入については不明ながら、知行高二〇〇石の六割と仮定し、当時の大坂の米相場一石〓約六〇匁として換算すると、七貫二〇〇匁となる。勿論、概算であるが、不安定な下行収入(文化十二年、当主基延は二四歳で、正四位下右近衛権少将)より、入木道入門料の方が大きな収入であり、全収入(知行+下行+入木道礼金を想定)の三割程度を占めていた。したがって、持明院家の経営は年貢収入を中心としつつ、入木道入門料などが重要な位置を占めていたと言えよう。但し、そのような入木道入門が近世初頭からあったわけではなく、現存する誓詞が増加傾向を見せる十八世紀後半以降の産物であるものと思われる。

## 二、持明院家入木道の成立過程 — 持明院家宛誓詞の性格 —

ここでは、持明院流入木道の相伝がどのような契機で成立したのかについて述べたい。最初に、中世・戦国時代の持明院家と入木道との関係について、先学を参考に述べておきたい。<sup>(13)</sup> 世尊寺家(三蹟のひとり世尊寺行成に始まる)によって相伝された入木道は戦国時代に持明院家へ伝わった。享禄五年(一五三二)、世尊寺行季の死によって世尊寺家は断絶。世尊寺行季自身、早くに父を失い、持明院基春より相伝されたと言われている。持明院基春は將軍足利義澄の旗銘を揮毫した人物で、「入木管見抄」や「入木道詩歌書様」などの著作が遺されている。その息子である基規は笙・蹴鞠・和歌などの才能を生かして諸国に下向したが、天文二十年(一五五一)、大内義隆の自害に伴い「落飾」した。<sup>(14)</sup> 基規の息子が入木道相伝の始まりとされる基孝である。基孝は永正十七年(一五二〇)に生まれ、戦国時代を生き抜き、正二位権中納言まで昇進して、慶長十六年(一六一一)に九二歳で亡くなった人物である。父基規は各地に下向したが、基孝の場合、このような下向は確認できない。小松茂美氏や渡部清氏によれば、入木道相伝の最初は基孝であると評価しているが、持明院家に遺された誓詞を見る限り、この評価は妥当であろう。では、持明院家に遺された誓詞とは如何なるものであろうか。持明院家に入門して入木道の相伝を受ける者は誓詞を提出している。現在、入木道に関わる誓詞二九二点が京都大学に影写本として伝わっており、東京大学史料編纂所は写真帳を所蔵している。<sup>(15)</sup> 誓詞は次のような形式で記されている。

入木道相伝之条々、依懇望申御同心之段令満足候、若於他言諸神之可蒙御罰者也、仍如件、

慶長二年九月十七日

持明院中納言(基孝)殿<sup>(16)</sup>

公盛(三条公盛・筆者註。以下同)

誓詞本文は、①入木道の相伝する内容は他言しない。②もし(他言するなどの)誓詞に背くことがあったならば神仏の罰を受けても構わないという二点が記されている。宛所は親王・門跡・公家や大名・一部の幕府旗本などが持明院家当主宛、その他が持明院家雑掌宛であり、明確な区分があった。

この誓詞に初めて注目したのは大道寒溪氏である。<sup>(17)</sup> 大道氏は昭和期の持明院家当主・基揚氏の妹の夫であり、「私とは義兄弟の関係上いろいろの便宜を得、今は大分散逸はしてあるが僅かに遣り伝はる同家の文献類その他を渉獵して多年研究調査」したと記している。<sup>(18)</sup> その論考によると、誓詞類は「長持の中に山積せられてあたさうであるが、現在はその内の数百通が遺つて」おり、そのうち文禄年間の一・二通、慶長年間の二・六通の提出者が論考に記されている。<sup>(19)</sup> しかし、現存が確認できる誓詞は年代が把握できるうち、基孝及び父基規が関わったと思われる近世初頭の誓詞はわずか一四通のみである(表二。基孝没後の慶長十八年誓詞含む)。これはどのように理解すればよいか。次の三点が想起できよう。

①一九三九年に京都帝国大学が作成した影写本が持明院家に所蔵されていた史料の一部に過ぎず、その他の誓詞が存在した。②大道氏の「多年研究調査」の後、論文が掲載される一九四三年の間に散逸。③大道氏の論考に意図的な誤りがある。<sup>(20)</sup> 残念ながら、これ以上の推測はできないため、大道氏の論考を参考にしつつ、現在確認できる誓詞に基づいて、近世初頭の相伝の様相を分析する。

表二のうち、天文十二年の「侍従基弘」については不明だが、基孝宛の誓詞は文禄四年(一五九五)の八条宮智仁親王以降、慶長十三年松木宗信まで一四通。既述とおり、数量に相違があるものの、大道氏の論文

[表二] 近世初頭の持明院家宛誓詞

内容	年月日	人名	宛所	備考
入木	天文12.12.4	侍従基弘		
入木	文禄4.8.8	八条宮智仁親王	持明院中納言殿宛	
入木	文禄4.8.16	光廣	持明院中納言殿宛	烏丸光広
入木	文禄5.2.2	伏見宮邦房親王	持明院中納言殿宛	
入木	文禄5.6.2	妙法院宮	持明院中納言殿宛	
入木	文禄5.8.17	梶井宮最胤親王	持明院中納言殿宛	
入木	慶長2.7.13	広橋権大納言總光	持明院中納言殿宛	
入木	慶長2.7.17	庭田権大納言重具	持明院中納言殿宛	
入木	慶長2.9.17	転法輪権大納言公盛	持明院中納言殿宛	
入木	慶長3.5.6	竹内良恕法親王	持明院中納言殿宛	
入木	慶長11.12.13	宗勝	持明院中納言殿宛	難波宗勝
入木	慶長13.7.26	宗信	持明院中納言殿宛	松木宗信
入木	慶長18.10.30	徳大寺権中納言實久	持明院少将殿宛	
能書	年未詳7.17	九条関白幸家	持明院中納言殿宛	

家の家職設定に端緒があるのではなからうか。橋本政宣氏や山口和夫氏  
が論じるように、豊臣政権は朝廷の諸機能を用いて全国統合を進めた。<sup>21)</sup>  
文禄二年、公家の家職も豊臣政権によって設定される。その時、歌道や  
楽、鞠などは家職として設定されたが、入木道は含まれていない。つま  
り、豊臣政権の家職設定を契機として、持明院基孝は入木道を推進すべ  
く相伝を始めたのではなからうか。その際、基孝は先祖の事跡や伝来し  
た秘伝書などを発見（あるいは再認識）したものと思われる。先行研究  
によれば、基孝による相伝の始まりについて、古今伝授を真似て、収入

でも文禄年間から記載して  
おり（大道氏は文禄年間以  
前の誓詞について触れてい  
ない）、文禄年間の当主持  
明院基孝に入木道としての  
画期があったと想定するこ  
とに問題はあまるまい。そし  
て、文禄年間の持明院基孝  
は高齢に達している点（文  
禄元年で七三歳）、戦乱が  
一段落した時期である点は  
重要である。言い方を変え  
れば、基孝が青年・壮年時  
の戦乱の最中には相伝が行  
われていないということに  
なる。以上のことから、持  
明院基孝による入木道相伝  
の要因は豊臣政権による公

の途にするためと評価しているが、古今伝授との類似性を指摘できる史  
料はなく、また、近世前期は相伝する者が後年ほど多く見られず、前章  
で指摘したような収入の柱になり得ていなかったものと思われる。この  
点、公家家職を「家の名譽と存立、身分を維持する必須の課題」<sup>22)</sup>と評価  
する山口氏の指摘の有効性が確認できよう。また、当時の誓詞は親王・  
門跡・堂上公家に限定されており、武士や百姓・町人たちは勿論、豊臣・  
徳川政権内部への広がりを見せていない。

以上、本章を小括すると次のとおりである。豊臣政権による公家家職  
の設定によって、持明院基孝は先祖に伝わった入木道を発見あるいは再  
認識する。当初は、相伝の対象が親王・門跡・堂上公家に限られており、  
社会への大きな広がりを見せておらず、収入の途というよりも、持明院  
基孝による公家身分としての存立のためであったものと思われる。

### 三、持明院流の秘伝とその伝播

ここでは、持明院流入木道の内容、受容者の様相、その特徴を検討す  
る。誓詞提出者の個々の分析は今後の課題とし、持明院家による「秘伝」  
の書物からその点について検討してみたい。以下、①「入木道相伝聞書」、  
②「入木道秘法」「入木道秘伝」を事例として、「秘伝」の内容と伝播の  
様相を明らかにする。<sup>23)</sup> なお、後述するように持明院家に対して誓詞を提  
出していないにもかかわらず、伝播していく書物を「秘伝」と表記すべ  
きかは検討の余地があるものの、「他見」を禁ずる旨などが奥書に記さ  
れているため、本稿では「秘伝」として論を進める。

#### ①「入木道相伝聞書」

持明院流入木道の中で最も多くの「秘伝」の写本が現存するのが「入  
木道相伝聞書」である。書物の名称は「入木道相伝聞書」<sup>25)</sup>の他に、「入

木道聞書<sup>(26)</sup>」「入木道相伝之事<sup>(27)</sup>」「持明院殿御家伝<sup>(28)</sup>」などである。このうち、九州大学図書館細川文庫が所蔵している「入木道相伝聞書」「入木道相伝之事」の各簡条を表三として挙げよう。この書は、冒頭に入木道と持明院家に関する歴史を記し、そのあと懐紙・短冊における和歌の書き方、物語・扇における書き方など、紙の上にとどのよう文字を配置・配列するかが持明院流入木道の重要な「秘伝」であった。例えば、「入木道相伝聞書」二九箇条目は次のように記されている。

一、歌ハ三行三字に書也、かならず九・十・九・三と文字の数定めかたし、第二句の文字二字三字二行めへあけ、第四句の文字一二字切て三行めへ上て書也、冷泉家書第四句必三行めへあけて書也、終三字の事、かなの数ハたとひ四字五字にてもあれ文字にて三字に書也、飛鳥井家にハ五字に書也、是も家の衆はかりにて門弟たりといへとも三行三字に書也<sup>(29)</sup>、

二九箇条目では懐紙における歌の書き方について、三行三字に書くことを記した上で、九文字・一〇文字・九文字・三文字に配置することが困難なので、二句目は最後の二・三字を二行目に書くことや四句目も一・二文字を三行目に書くということが述べられている。また、和歌を家職とした堂上公家冷泉家や飛鳥井家の書き方についても記している。和歌の各流派に関する記述は他にも散見されることから、持明院流入木道が詠歌（とりわけ、和歌を家職とした堂上公家に連なる詠歌）と密接不可分であったことが指摘できる。

次に奥書を検討したい。前半と後半に分かれており、それぞれ別個のもの可能性もあるが、この点については今後の課題とする。前半七二簡条の後には次のような奥書が記されている。

右一卷入木道之秘伝、

持明院基時卿蒙御親授、記之畢、御門弟之外堅不可令拜見者也、

元禄十五年三月十四日<sup>(30)</sup>

ここから「入木道相伝聞書」は持明院基時によって伝授された内容であるが、相伝に当たって持明院家が門弟へ渡したという性格の書物ではないことが窺えよう。既述のように、持明院基時とは持明院家で唯一武家伝奏となった人物である。なお、この奥書には「慈雲」という書写した人物が記しているものもある<sup>(31)</sup>。「慈雲」については不明ながら、後述するように歌人連阿との関係から「似雲」の誤記であろう。似雲とは武者小路実陰（霊元院期を中心に活躍した堂上歌壇の歌人のひとり）門人で、実陰の歌論を記した「詞林拾集」を編纂し、西行の事跡を廻った安芸国出身の僧である<sup>(32)</sup>。

次に後半部分の奥書を見てみよう。「入木道相伝聞書」の奥書は次のようなものである。

這一巻者、故前大納言基時卿於御前御口伝之趣也、御直弟之外不可及拜見者也、

元禄十七年正月日

陸奥六郎義隆末孫源重利

右一卷祖父重利奥書之趣、家伝の一卷、猥に門人に出さず、先祖重章へ基定卿より御伝受数百巻の御家伝等の最初のおもむき也、此度令清書、新に奥書をくはへ畢、

天明六年九月日

入木末葉源尹祥

此一冊自持明院殿賜之

大伴積興<sup>(33)</sup>

後半部分の奥書は持明院基時の口伝を「源重利」が元禄十七年（一七〇四）に一卷にまとめ、その孫「源尹祥」が天明六年（一七八六）に清書したものである。その本が持明院家から「大伴積興」へと渡ったこと

[表三] 「入木道相伝聞書」簡条一覧

簡条	内容	①	②	簡条	内容	①	②	簡条	内容	①	②
1	筆法・書法由緒	○	○	52	五首七首の懐紙	○	○	103	賞翫絵があれば裏に書く	102含	-
2	中世持明院家由緒	○	○	53	女房懐紙薄様・唐松など	○	○	104	貴人扇に「恋」などの事	102含	-
3	近世初頭持明院家由緒	2含	○	54	女房懐紙は題・名は書かず	○	○	105	父の会には季同を書く	○	-
4	入木道灌頂を経る事	2含	○	55	詠草は杉原使用	○	○	106	人丸図の指貫は若年着衣	○	-
5	仁和寺宮への伝授	2含	○	56	堅詠草2枚重ね	○	○	107	歌かるた上の句2行下の句百骸	○	-
6	当座ごとに見せる事	○	○	57	折詠草は二行七字	-	○	108	貝の歌は上下同じらし	○	-
7	開書紛失しても伝授必要	6含	○	58	折詠草は1枚	○	○	109	歌の前に「侍る」は官人	○	○
8	懐紙は後鳥羽院より開始	6含	○	59	三首の懐紙書き方	58含	○	110	色紙形など合わずは僻事	○	-
9	懐紙サイズ	6含	○	60	詠草の名の脇に「上」書かず	58含	○	111	賀の屏風題を書かず	○	-
10	地下人懐紙サイズ定式なし	6含	○	61	歌数多き詠草丈8寸	58含	○	112	「うふ」など仮名のままに言わず	○	-
11	端作り紙3寸明けて書く	○	○	62	懐紙書き方(天正12年和歌会)	○	-	113	自分短冊仮名遣い3字は書かず	○	-
12	端作りすれ墨にならぬ様	○	○	63	短冊のはじまり	○	○	114	無題などは題を書かず	○	-
13	季同書く事の祝儀	○	○	64	長さ1尺2寸・幅1寸8分	○	○	115	古歌短冊下の句1字下げ	○	-
14	同の字事名題に書かず	13含	○	65	晴の会の短冊は打くもり	○	○	116	自詠ちらし書きは狂心	○	-
15	御製・閏白は季を書かず	○	○	66	出題は先達の人に乞う	○	○	117	詞書は題を書く所に書く	○	-
16	端作り歌は頭と平等	○	○	67	書き出しは折り目に半字かける	○	○	118	経文題の書き方	○	-
17	多い句題は3字あける	○	○	68	四字以上の題は二行に書くべし	○	○	119	追善は紫を上になくてもよい	○	-
18	初行下の字と和歌平等	○	17含	69	女房短冊は下の句の事	○	○	120	無常は必ず紫を上を書く	○	-
19	季同なき時和歌の字あける	○	○	70	畦短冊の事	○	○	121	人の所望は金などに書いてよい	○	-
20	法楽の歌欠字の事	○	○	71	けひきをけかけとも称す	70含	○	122	短冊内品の本式	○	-
21	禁裏など欠字にしない	○	○	72	畦の下より書き出す事	○	○	123	詩懐紙は大方歌と同前	○	-
22	仮名題懐紙に無し	○	○	73	古歌短冊の書き方	○	○	124	懐紙「君」などは行の上	○	-
23	天皇は「哥」と書かず	○	○	74	ちらし短冊は別巻	○	○	125	真名万葉は晨明など	○	-
24	神社は「陪」と書かず	○	○	75	枝に付ける短冊はちらす	○	○	126	物語の巻物は詞の中へ歌	○	-
25	仏閣欠字無し	○	24含	76	小短冊は点取詠草代	○	○	127	集など巻仙の歌の末はちらす	○	-
26	官名を書く事	○	○	77	色紙書き方は別巻	○	○	128	集の外題文字	○	-
27	姓の所にて墨をつける事	○	26含	78	選集は9行・11行	○	○	129	源氏外題は仮名交える	○	-
28	無官の人は姓名を書く事	○	○	79	外題は端に押す	○	○	130	詩歌ちらしは合わせる	○	-
29	源平藤橘は庶子書かず	○	○	80	物語は行数を調べて書く	○	○	131	詩歌巻頭行書	○	-
30	卑下の心にて墨かれの事	○	-	81	外題は中に押す	○	○	132	寄合のちらしは人と相違	○	-
31	名の字墨黒に書くべし	○	-	82	段切れる所は前方で用意	○	○	133	形の物のちらしの事	○	-
32	歌の沓等しくすべからず	○	-	83	墨継は上の方	○	○	134	地紙はまわして書く	○	-
33	追善懐紙の名の書き方	○	-	84	伊勢物語の中は選集に同	○	○	135	手鑑外題は集より下	○	-
34	晴懐紙の名の書き方	○	-	85	外題は子細なし	○	○	136	巻物は紐の上で書きとめ	○	-
35	法中の名の書き方	○	○	86	巻物の外題口伝あり	○	○	137	歌仙外題「三十六人歌合」	○	-
36	法体の俗人の書き方	35含	○	87	元禄15年奥書	○	○	138	青白色紙2枚に1首兩人書く事	○	-
37	名の書く所歌と歌の真中	○	○	88	懐紙書札3寸あける所以	○	○	139	色紙の色	○	-
38	歌は三行三字	○	○	89	同の字事名題に書かず	14同	○	140	色紙寸法縦6寸4分・横5寸6分	○	-
39	「君」「千代」など切りまじき文字	○	○	90	短冊勅題などは折目下より書く	○	○	141	文中へ歌返し込める時	○	-
40	「日」「月」も切らざる文字	○	○	91	女房短冊は下の句の事	69同	69同	142	硯は第二第三管を過ぎず	○	-
41	送り仮名切りても苦しからず	40含	○	92	色紙・短冊などに哀傷除くべし	○	○	143	墨を摺る三説	○	-
42	墨継の故実	○	○	93	伊勢物語の中は選集に同	84同	84同	144	書状の事	○	-
43	二行目歌う字は墨つき	○	○	94	歌かるた貝の歌大事	○	○	145	堅文は真中より折る事	○	-
44	賀の会に心なき時は仮名	○	○	95	団扇は中の通りをあける	○	○	146	元禄17年奥書	○	-
45	一首懐紙は横広の仮名	○	○	96	葉しべのある所をあける	○	○	147	天明6年奥書	○	-
46	上下の明き程定まり無し	○	○	97	丸角はいっぱいを書く	○	○	148	賀の杖の歌の大事	-	○
47	下つまるは巻物にする事	○	○	98	歌仙巻頭はちらさず	○	○	149	額	-	○
48	奥の明き過ぎの事	○	○	99	龍形の上の書き方	○	○	150	座敷額の事	-	○
49	二首懐紙歌二行七字	○	○	100	歌仙人形の書き方	○	○	151	「持明院家口伝之一巻」奥書	-	○
50	「詠」の字の下の通りに題を書く	○	○	101	古歌とは三代集・伊勢・源氏	○	○	152	安永8年奥書	-	○
51	二首三首奥つまるなら堅長	○	○	102	扇に書く事大事	○	○	153	「温古堂本」の記述	-	○

典拠：①「入木相伝聞書」(九州大学図書館細川文庫蔵184-740-シ-31) ②「入木道相伝之事」(同九州大学図書館細川文庫蔵184-740-シ-30)

が分かる。この「源重利」「源尹祥」はそれぞれ旗本の森重利・尹祥で、「大伴積興」は桂宮家諸大夫尾崎積興である。森尹祥については鈴木淳氏の研究で明らかにされているように、大名・旗本で多くの入木道門人を抱え、持明院流入木道の書物を編纂した人物である。<sup>34</sup>一方、尾崎積興については拙稿でも明らかにしたように、十八世紀末から十九世紀前半にかけての京都にあつては藤貞幹・裏松固禪・濱島等庭・山田以文らと並んで活躍した有職故実家であり、とりわけ多くの入木道に関する書物の執筆や編纂、書写を行なつた。<sup>35</sup>当時、桂宮家は当主不在であつたが、前代の桂宮家仁親王は有栖川職仁親王から入木道の伝授を受けており（いわゆる有栖川流入木道）、そのような環境が尾崎積興を入木道へと引き立てたのであろう。森尹祥からどのような意図で持明院家にもたらされたかは不明だが、本所への「秘伝」の「逆輸入」と評価できよう。既に江戸において冷泉派歌壇が広範に展開していたことを久保田啓一氏は明らかにしているが、和歌の興隆と相俟つて、江戸の持明院流入木道の担い手が公家家職を下支えするまでに至つていた様相が垣間見える。

一方、「入木道相伝之事」の後半部分は最後の二箇条で額における書き様が記されているが、これは入木道の「七ヶ条の大事」と言われる「秘伝」である。そのような「七ヶ条の大事」が掲載された「入木道相伝之事」はどのように伝来したのであろうか。奥書には次のように記されている。

此書者連阿といひし人、従（連阿ハ啓岩とも賢雄とも有）  
 基時卿御口伝をうけ、書付侍りし秘書にて、連阿より長幸寺習古庵  
 亭弁（ママ。亭弁）へさつつけしを、大石喜庵老又受之、此書宜儀に  
 東江源鱗所持して、衆へ見せしむ、感心にたへて写をき、御家伝と  
 校合せしに、大同小異にて、秘書といふへし、何として源鱗所持せ  
 しや、其後喜庵老に尋ねしに、恐怒のおもひをなせり、よてむさと

侍りましき事にとそ、

安永八季三月日令書写畢、

前相公宗時卿門弟入木道相承源繁衆（森尹祥<sup>37</sup>）

この奥書から「入木道相伝之事」の伝来状況が分かる。持明院基時の口伝を受けた連阿が「秘書」を執筆。それを亭弁へ授けられて、大石喜庵→東江へと伝わり、森尹祥が書写したのであつた。時宗僧の連阿は既述の武者小路実陰に和歌を習つており、似雲とも関係の深い人物。<sup>38</sup>麻布長幸寺（長光寺）住職の亭弁は連阿の門弟であり、堂上公家烏丸家の門人。<sup>39</sup>大石喜庵は不明ながら、東江は魏・晋の書体を基本とした書風を確立した沢田東江のことである。<sup>40</sup>このように持明院基時による口伝が書物の形態として江戸の歌人・書家へと次々書写されていった。

②「入木道秘法」「入木道秘伝」

「入木道秘法」は国立公文書館内閣文庫が所蔵しており、一丁目表に「甘露寺藏書」の印が捺された堂上公家甘露寺家の旧蔵本。<sup>41</sup>「入木道秘伝」は賀茂別雷神社三手文庫蔵で、国学者今井似閑旧蔵本である。<sup>42</sup>タイトルこそ相違があるものの、内容は同一である。内容は「色紙に詩歌散形一通書様の事」などについて、実際の和歌の文字の配置を記した後、詳細な書き様を記す。後半部分には「入木道相伝聞書」と類似する箇条も見られる。その前書は次の通りである。

入木道御伝授の儀者、公卿以下悉御神文の上、御相伝有之事也、然に愚賤卑賤の族、此等の至極至宝の秘説を御伝授仕事、偏冥慮に相叶而已、誠に生前の大幸如之哉、因茲御相伝の趣粗清書仕、重て備高覧、蓋入木道に入さる儀間雖有之、因以交附する事ハ、老後為無失なり、爰藤正質・平茂艾両輩相諾曰、及于末期、此御書無後見様に兼日可焼失、若はからさるに早世仕候者、存命のもの相改可焼捨

且両輩子孫入木道執心奉存ハ、速御門弟の願申上、此御書拜見致させ可申也、者條々誓諾の趣如此、若雖为一事令疎略者、先年所差上置之神文の表并同門誓物の冥罰各不可遁者也、仍如件、

于時元禄五壬申曆仲秋六月

入木道の相伝について、「至極至宝の秘説」と述べた上で、藤正質と平茂艾は晩年に至って後世に残らないよう焼き捨てることを明言する。元禄五年と年記があることから、①「入木道相伝聞書」よりも早い成立である。なお、前書の藤正質と平茂艾については不明。また、奥書は次の通りである。

右入木道秘伝書者持明院殿（「脇朱書」前大納言基時卿）雖為秘書、彼家之雜掌小嶋（何某）（「脇朱書」小嶋玄蕃有武）密以所写置正本、不違於一字令書写者也、

于時正徳甲午六月日

洛東隠士

この書は持明院基時による「入木道秘伝書」であるが、持明院家雜掌の小嶋玄蕃有武が密かに写したものであると記されている。正徳四年（一七一四）成立で、「洛東隠士」の名が確認できるが、これは「字尽重宝記綱目」などを編纂した人物と思われる。前書の藤正質・平茂艾、奥書の「洛東隠士」ともに持明院家宛誓詞では確認できず、雜掌小嶋玄蕃が「秘書」を密かに書写したものの、すなわち、持明院家の許可を得ていない「秘伝」が書物の形態でひとり歩きしていた。

以上、①「入木道相伝聞書」、②「入木道秘法」「入木道秘伝」の分析をまとめると次のとおりである。第一に、持明院流入木道の「秘伝」とは、懐紙・短冊における和歌の書き方、物語・扇における書き方など、紙の上にとのように文字を配置・配列するからである。和歌の各流派に関

する記述が散見されることから、持明院流入木道と詠歌との関係は深い。第二に、持明院流入木道が江戸の武家たちにも多く受容されていたことは鈴木氏の研究で明らかだが、「入木道相伝之事」のように森尹祥から持明院家へ「秘伝」の書物が伝播しているという点、本所への「秘伝」の「逆輸入」と評価できる。言い換えれば、公家家職を江戸の武家が下支えするまでに至っていた文化状況と言えよう。第三に、奥書や所蔵先を考えると持明院宛誓詞以外のものも持明院流入木道の「秘伝」が伝わっている。これを公家家職の浸透と見るか、公家家職の組織化・秩序化の失敗と見るかは留保するが、少なくとも、持明院家の主体性とは別に、「秘伝」が、書物の形態となってひとり歩きしている状況が近世後期には確認できる。なお、「秘伝」の成立には持明院基定という当主のパーソナリティがあったことも見逃せない。武家伝奏として朝廷運営の中心にまで進んだ基定については検討すべき点が多く、今後の課題としたい。

おわりに

最後に、持明院流入木道の展開をまとめたい。近世統一権力成立によって、公家の身分存立として家職が設定された。持明院基孝は自家と入木道の関係を発見あるいは再認識し、入木道の相伝を開始する。したがって、これまでの研究で評価されてきた古今伝授との関連や収入の途という理解は誤りであろう。十八世紀初頭、持明院基定の力量によって、「秘伝」が形成されるが、「秘伝」の書物は持明院家の意図とは別にひとり歩きし、和歌の興隆と相俟って拡大していく。十八世紀後半以降の持明院宛誓詞の残存状況はそのことを物語っている。さらに、森尹祥を中心とした江戸の武家への広がりには持明院流入木道を下支えるようになっていった。

このような展開を天皇・朝廷権威の拡大と捉えられるか。「秘伝」の氾濫は持明院家の主体性ではなく、受容者の学問的欲求の成果であった。沢田東江のように書家として名を馳せた者もいたが、多くの場合、書家としての身分存立や「政治社会」レベルで公認を目指すといった動向とは無縁であろう。編成や組織、身分存立という点で語られる「家職の構造」論から持明院流入木道を解放した場合、その広範な展開をどのように捉えられるか。これは見通しだが、近世後期に持明院宛誓詞が増加する半面、堂上公家の誓詞が減少してくる。また、姫路藩主酒井忠以のように、天明三年（一七八三）七月十九日に持明院家へ誓詞を提出しているが、実際に持明院家で習うことはなく、専ら森尹祥を師匠としている。<sup>(43)</sup>つまり、持明院流入木道は公家家職から脱皮して、武家文化のひとつとして展開していったと評価できるのではなからうか。

〔註〕

- (1) 橋本政宣「豊臣政権と公家衆の家業」(同『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年)、同「江戸幕府と公家衆の家業」(同『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年)。初出は『書状研究』一一、一九九三年及び『国史学』一七一、二〇〇〇年。
- (2) 高埜利彦「近世国家における家職と権威」(同『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会、一九八九年)。初出は「幕藩体制における家職と権威」(『日本の社会史 三 権威と支配』岩波書店、一九八七年)。
- (3) 前掲註(2)高埜利彦「近世国家における家職と権威」三八頁。
- (4) 井上智勝「近世の神社と朝廷権威」(吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (5) 梅田千尋「陰陽道と暦算家」(同『近世陰陽道組織の研究』吉川弘文館、二〇〇九年)。
- (6) 小松茂美『日本書流全史』講談社、一九七〇年)、渡部清「持明院流」(『日本古書通信』四二八、一九七九年)、高橋秀樹「能書の家」(『和歌を

ひらく 二 和歌が書かれるとき』岩波書店、二〇〇五年)など。

- (7) 以下、持明院家の系譜については「持明院家譜」(東京大学史料編纂所蔵四一七五―二五六及び四一七五―四三二)。
- (8) 久保貴子「朝廷運営をめぐる靈元上皇と近衛基熙」(同『近世の朝廷運営―朝幕関係の展開―』岩田書院、一九九八年) 一四九頁。初出は「元禄期の朝廷」(『日本歴史』五二〇、一九九一年)。
- (9) 「節会并祭時御下行帳」上・下(国立公文書館内閣文庫蔵一四四―四三二)。なお、儀式の参加については「公卿補任」も参照した。
- (10) 例えば、近世中期頃の下行を記した「諸司御下行帳」(無窮会神習文庫蔵四五一―七)にも、外弁は記されているが、下行高はない。
- (11) 「持明院家所蔵文書」(東京大学史料編纂所蔵写真帳六一七―一六八一)。
- (12) 詳細は不明である。
- (13) 前掲註(6)小松茂美『日本書流全史』、渡部清「持明院流」、高橋秀樹「能書の家」。
- (14) 「公卿補任」によれば、「八月日於防州義隆卿没落之尅落飾云々」と記されている。前掲註(7)「持明院家譜」によれば、弘治二年(一五五六)八月の死去と記されており、陶晴賢の乱によって、前関白二条尹房や前左大臣三条公頼は自害しているが、基規は落飾しながらも生き残ったものと思われる。
- (15) 前掲註(11)「持明院家所蔵文書」。一九三九年に影写本を作成し、一九六二年に撮影した。また、近世以前の誓詞には持明院家宛以外のものも多く見られるが、これらについては今後の課題としたい。
- (16) 前掲註(11)「持明院家所蔵文書」。
- (17) 大道寒溪「持明院流入木道」(『美術工藝』一六、一九四三年)、同「持明院家に誓約状を遺す人々」(『美術工藝』一七、一九四三年)。
- (18) 前掲註(17)大道寒溪「持明院流入木道」三頁。
- (19) 前掲註(17)大道寒溪「持明院家に誓約状を遺す人々」六八頁。なお、提出者の書上げの後に「等」と記されている。
- (20) 大道氏の論考には誓詞を提出した人物のうち八名については略歴と提

出日などが記されているが、現在誓詞の存在が確認できていない人物の略歴は書かれていないため。

- (21) 前掲註(1)橋本政宣「豊臣政権と公家衆の家業」、山口和夫「近世の家職」(『岩波講座日本通史 一四 近世四』岩波書店、一九九五年)。
- (22) 前掲註(6)小松茂美『日本書流全史』、渡部清「持明院流」。
- (23) 前掲註(21)山口和夫「近世の家職」三一五頁。
- (24) その他、「持明院方入木道伝秘」など、多くの「秘伝」が遺されている。別稿で述べたい。
- (25) 「入木道相伝聞書」(九州大学図書館蔵細川文庫一八四―七四〇―シ―三一)。
- (26) 「入木道聞書」(祐徳稲荷神社中川文庫蔵六/二―二/二三)。
- (27) 「入木道相伝之事」(九州大学図書館蔵細川文庫一八四―七四〇―シ―三〇)。但し、外題がないため、内題による。
- (28) 「持明院殿御家伝」(宮内庁書陵部蔵二〇六―九一六)。
- (29) 前掲註(25)「入木道相伝聞書」。
- (30) 前掲註(25)「入木道相伝聞書」。
- (31) 前掲註(27)「入木道相伝之事」。
- (32) 近世堂上和歌論集刊行会編『近世堂上和歌論集』(明治書院、一九八九年)。
- (33) 前掲註(25)「入木道相伝聞書」。
- (34) 鈴木淳「幕府書道師範森尹祥の書学」(同『近世和学論考』ひつじ書房、一九九七年)。
- (35) 拙稿「寛政期有職研究の動向と裏松固禪」(『近世公家社会における故実研究の政治的社会的意義に関する研究』二〇〇二年度～二〇〇四年度科学研究費補助金研究成果報告書、研究代表者東京大学史料編纂所吉田早苗教授)。
- (36) 久保田啓一『近世冷泉派歌壇の研究』(翰林書房、二〇〇三年)。
- (37) 前掲註(27)「入木道相伝之事」。
- (38) 松野陽一編『連阿著作集』(新典社、一九八一)、前掲註(32)『近世堂上和歌論集』。
- (39) 松野陽一編『習古庵亨弁著作集』(新典社、一九八〇)、前掲註(32)『近世堂上和歌論集』。
- (40) 「沢田東江」項(『日本史広辞典』山川出版社、一九九七年、九三六頁)。
- (41) 「入木道秘法」国立公文書館内閣文庫蔵一九八一―二七六。
- (42) 「入木道秘伝」賀茂別雷神社三手文庫蔵歌一巳―二七九。
- (43) 西村慎太郎「入木道という家職の構造」(二〇〇七年十二月二十二日近世から現代社会を考える研究会報告)。